

「吉岐」で「農業」始めませんか!?

● 新規就農に向けた令和4年度研修生を募集します!!

JA 吉岐市では、これからの吉岐農業を支える担い手づくりに向けて、意欲と情熱あふれる新規就農者（研修生）を募集します。

【対象者及び支援内容】

研修コース	目的	事業対象者	研修期間	研修日数	研修支援金
① 育成型	就農後の経営の柱となる品目の研修を専門的に行うことで円滑な就農を図る。	45歳未満であり 【研修修了後直ちに】 就農する者。	1年間 延長が必要と認められる場合は2年間	月20日以上	月額10万円を上限とする。 (試用研修期間は支給対象外) 延長期間は支給対象外 *国の給付金は可
② 並行型	自らの農業経営に従事しながらも新規に取り組む品目の研修を行うことで農業経営の確立を図る。	45歳未満であり 【研修開始とともに】 就農する者。	6ヶ月～1年間	月10日以上	月額5万円を上限とする。 (試用研修期間は支給対象外)
③ 研修型	定年退職後などの就農など、新規就農の窓口を広げ多様な就農者の確保を図る。	45歳～65歳程度までの者。	3ヶ月～6ヶ月	月10日程度	対象外

*①の育成型については、JA 支援金とは別に国の就農研修支援事業による支援を受けることが可能です（最大月額13万円・最大2年間・その他要件あり（予定））

- 1) 事業対象者は組合員及び組合員の子弟、または研修修了後直ちに正組合員となる者とする。
- 2) 農家等での現地研修（実習）の実施については、当組合の指定する試用研修（最長1ヶ月間）終了後に当組合が本人の適性を判断して決定する。
- 3) 研修中において、当組合が研修生として相応しくないと判断し研修を中止した場合及び研修日数が規定に達しない場合並びに自己都合による中止を申し出た場合、当組合は研修支援金を中止又は休止する。
- 4) 研修後（研修支援金の支給後）において、1年以内に就農（又は、農業への専らの従事）しなかった場合、又は就農後10年間継続した部会等関係組織への加入及び主業とした農業経営（または農業への専らの従事）が確認できない場合、研修支援金の受給者は研修支援金の一部又は全部を返還しなければならない。この場合の専らの従事とは年間200日以上を目安とする。
- 5) ①及び②の研修コースを修了し就農した場合、当JAの記帳代行支援を3年間実施する（記帳代行の基本料免除・会費等については実費）。

【研修内容】 就農に必要な「基礎研修」及び予定品目等の「農家での実地研修」

● 事業のスケジュール

【申込期限（令和4年度事業）】 令和4年1月31日（月）
 【審査会（予定）】 令和4年3月上旬（審査会前に事前面談を予定）
 【研修開始（予定）】 令和4年4月1日

その他就農に関する疑問等お気軽にご相談ください。

新規就農者研修事業の申込・問合せ先 JA 吉岐市担い手支援室 ☎ 45-0301 担当：長尾

就農トレーニングハウス（アスパラガス）入植者募集のお知らせ

これからアスパラガスへの就農を希望される方を対象に、就農に向けた事前準備の一環として、実際の経営環境と同様の設備を活用した模擬経営ハウスへの入植者を募集しています。

【入植期間】 令和4年4月～令和5年3月（1年単位で延長可・最長3年程度）

【入植単位】 5a程度～（ハウス1棟単位）

【募集人員】 若干名

【入植にあたって】 模擬経営型の場合、入植したハウスで売上は入植者に帰属しますが、入植するハウスの賃借料の他、栽培管理に必要な生産資材費や光熱費はご負担願います。

*雇用型の場合はお問い合わせ下さい。

■その他入植条件等の詳細は下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 担い手支援課 ☎ 45-0301 担当：内野・長尾